

高齢者虐待を防止しましょう

全国的に高齢者虐待の報告が増加しており、市でも対応件数が増加傾向にあります。高齢者虐待が疑われる、または、虐待につながるかもしれない等、気にかかることがありましたら、窓口までご連絡ください。関係機関で事実確認を行い、判断・対応を行いますので、通報時点で虐待の確証がなくても構いません。なお、通報者の情報は保護されます。

高齢者虐待の防止と早期発見に、ご協力ください。

高齢者虐待の区分

▽ 身体的虐待 II 高齢者の身体に外傷・痛みが生じる暴行を加えること、外部との接触を意図的に遮断すること

▽ 介護・世話の放棄・放任 II 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間放置すること、養護を著しく怠ること

▽ 心理的虐待 II 暴言・無視・嫌がらせ等により、高齢者に精神的な苦痛を与えること

▽ 性的虐待 II 本人が同意していない性的な行為やその強要をすること

▽ 経済的虐待 II 高齢者の財産を不当に処分または使用すること、本人が希望する(必要な)財産の使用を理由なく制限すること

▽ セルフネグレクト II 認知症等で判断力が低下した高齢者が、不衛生な環境下で生活する、必要な医療・介護サービスを受けない等、自身で不適切な環境を形成

す(ご)こ

【通報受付および対応窓口】

▽ 介護福祉課包括支援係 (市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9845)

▽ 梶野町、関野町、緑町、本町2・3丁目、桜町1・3丁目

▽ 東町、中町、本町1丁目

▽ 前原町、本町6丁目、貫井南町

▽ 前原町、本町6丁目、貫井南町

▽ 本町4・5丁目、桜町2丁目、貫井北町

▽ 小金井にし地域包括支援センター

▽ 小金井にし地域包括支援センター

高齢者いきいき活動講座 健康麻将(マージャン)入門

人気の健康マージャン(賭けがない・飲まない・吸わない)で新しい友達と楽しく交流しましょう。

とき 9月9日～11月11日の毎週水曜日午後1時～3時(全8回。9月23日、10月7日を除く)

ところ 福祉会館2階集会所、5階保健会場

講師 金澤喜重さん(NPO法人健康麻将全国会代表理事)

対象 おおむね60歳以上の方

費用 2千円(教材費)

申込 8月14日(必着)までに、往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、社会福祉協議会「健康麻

将入門係(☎184-0012 中町4-15-14 ☎042-388-0294)へ。

ヘルプカードステッカー 掲示協力店を募集中

市では、ヘルプカードの活用方法や協力店マップを掲載した冊子を作成します。協力店は随時募集していますので、申込方法等詳しくは、NPO法人りんくへお問い合わせてください。

問合せ NPO法人りんくへヘルプカード事業担当(☎042-387-9866)、自立生活支援課(☎042-387-9848)

振込日 8月10日(月)

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合は、ご連絡ください。

▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合

▽口座や住所または氏名を変更した場合

▽障がいのある方の計画相談支援事業説明会を開催

とき 8月7日(金)午後6時30分～8時

ところ 市民会館・萌え木ホールA会議室

内容 計画相談支援事業の説明、個別相談会等

対象 市内在住・在勤・在学の方

定員 40人(当日先着順)

問合せ 障害者地域自立生活

支援センター(☎042-381-8811)

各種手当の支給

【①心身障害者福祉手当】 8月期分4～7月分

【②特別障害者手当等】 8月期分5～7月分

【③児童扶養手当】 8月期分4～7月分

振込日 8月10日(月)

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合は、ご連絡ください。

▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合

▽口座や住所または氏名を変更した場合

▽障がいのある方の計画相談支援事業説明会を開催

とき 8月7日(金)午後6時30分～8時

ところ 市民会館・萌え木ホールA会議室

内容 計画相談支援事業の説明、個別相談会等

対象 市内在住・在勤・在学の方

定員 40人(当日先着順)

問合せ 障害者地域自立生活

介護予防相談会

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方に、健康づくりやもの忘れ予防に役立つ情報のご案内や相談を行います。(1人30分程度)

対象地域	とき	ところ・申込先
本町6丁目、前原町、貫井南町	8/17(月) 10:00~12:00	小金井みなみ地域包括支援センター (☎042-388-8400)
梶野町、関野町、緑町、本町2・3丁目、桜町1・3丁目	19(水) 13:30~15:00	小金井きた地域包括支援センター (☎042-388-2440)
東町、中町、本町1丁目	20(木) 13:30~15:00	小金井ひがし地域包括支援センター (☎042-386-6514)

① 児童扶養手当

扶養親族等の数	受給者本人		配偶者扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人	209万円	382万円	426万円

② ひとり親家庭等医療費助成

扶養親族等の数	本人	配偶者扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円

③ 特別児童扶養手当

扶養親族等の数	本人	配偶者扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人	611万6千円	717万5千円
5人	649万6千円	738万8千円

④ 特別障害者手当等

扶養親族等の数	本人	配偶者扶養義務者
0人	360万4千円	628万7千円
1人	398万4千円	653万6千円
2人	436万4千円	674万9千円
3人	474万4千円	696万2千円
4人	512万4千円	717万5千円
5人	550万4千円	738万8千円

受付期間 8月3日(月)～31日(月)

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)

① 児童扶養手当 現在の児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成などを受けている方は、それぞれの受付期間中に、忘れずに現況届を提出してください。

② ひとり親家庭等医療費助成 次のような状態にある児童(18歳に達した年度の末日、中級程度以上の障がいがあるときは20歳未満)を養育する家庭

③ 特別児童扶養手当 次のような状態にある児童(18歳に達した年度の末日、中級程度以上の障がいがあるときは20歳未満)を養育する家庭

④ 特別障害者手当等 次のような状態にある児童(18歳に達した年度の末日、中級程度以上の障がいがあるときは20歳未満)を養育する家庭

⑤ 重度心身障害者手当 心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する方(65歳以上の新規申請を除く)

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方

▽重度の知的障がい、介護者が目が離せず特別な配慮が必要な方